

施策内容(案)

1. まちづくり方針1

「安全でいつも安心して住めるまちづくり」

- 1-1-1 強靱な防災基盤の構築……………P3
- 1-1-2 風水害対策の強化……………P5
- 1-1-3 消防体制の充実……………P7
- 1-2-1 防犯活動の強化……………P9
- 1-2-2 交通安全対策の推進……………P11
- 1-2-3 市民相談体制の充実……………P13

2. まちづくり方針2

「子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり」

- 2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化……………P15
- 2-1-2 子育てと仕事の両立支援……………P17
- 2-1-3 特に支援が必要な子どもや子育て家庭への支援…P19
- 2-2-1 質の高い教育及び環境の充実……………P21
- 2-2-2 青少年健全育成の推進……………P23

3. まちづくり方針3

「水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり」

- 3-1-1 生活環境の保全……………P25
- 3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出……………P27
- 3-2-1 循環型社会の推進……………P29
- 3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理……………P31
- 3-2-3 公共下水道の整備……………P33

方針	まちづくり方針I 安全でいつも安	施策を実施することによる「目指す姿」	
施策の柱	災害から市民の生命と財産を守る		
施策	I-I-I 強靱な防災基盤の構築		
目指す姿	災害に強いまちになる		

現状と課題	●本市では、都市化の進展に伴い、道路幅も確保された新市街地が広がる一方で、今後老朽化する橋梁や道路は急速に増えていく見込みです。 ●市内ではM7クラスの地震が、今後30年以内に70%の確率で発生する首都直下地震により、木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。また、市内全域が液状化の危険性が高く、ライフライン施設に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。 ●災害予防対策としては、老朽化した橋梁の架替え・長寿命化や緊急輸送道路の安全点検、危険な構造物の改修など、安全性の確保が必要です。 ●災害時においては、通信制限等が行われ、最新の情報を入手することが困難な場合があります。防災行政無線をはじめとした災害情報を住民に対して迅速に伝達する手段の多重化・多様化を図り、迅速な避難行動を促す必要があります。 ●災害時に住民が安全に避難することのできる避難所の開設及び運営が混乱なく円滑に行われることが求められています。平常時から避難所となる施設管理者、地域住民と顔の見える関係を築き、ルール作りなどを話し合う議論の場を通じて、地域の実情に応じた体制の整備が必要です。 ●大規模災害においては、市は情報収集などの初期対応に追われてしまうため、「公助」だけに頼らない「自助」「共助」の取り組みがどれだけ出来ているかが、防災・減災対応では要となります。自主防災活動を活発化させ、地域防災力の向上を図ります。
-------	---

【写真・データ】	「目指す姿」に向かう上での、三郷市の現状と課題 課題を解決するための取り組みに係る「個別計画」
【用語説明】	

SDGsに向けた方向性



普段から災害を想定した行政運営を行うことで、災害による死者や被災者数を大幅に減らします。また、被害の大きさを少しでも小さくできるよう、行政主体の防災対策に加え、市民同士の自主防災活動を促進します。

施策実現のための取組み

取組み名

内容

取組み内容

施策を実施することでのSDGsの関連性

住宅の耐震化を促進

地震発生時の被害を軽減するため、平成30年度以前に建築された住宅の所有者に対し、耐震化に要する費用の一部を補助します。

②参加と協働

住宅の耐震化を促進

避難所の円滑な運営のための委員会の設置

課題を解決するための取り組み

営に関わる施設管理者、地域住民、市職員がルールを取り決めしておき、その手順が実効

②参加と協働

地域との連携強化

防災情報ネットワークの充実

災害現場における、迅速な応急対策を実施するため、民間事業者等との災害応援協定の締結を進めると共に、気象情報サービスや国・県をはじめとする他機関とのネットワーク等を活用し、的確な防災情報を収集できるよう取り組みます。

①市民サービス

防災情報の共有化

災害に対する地域の活動支援

三郷市自主防災組織連絡協議会において地域住民が中心となって自主的に活動することができるよう、各種企画事業の活動を支援します。また、市民の防災意識の向上を図ります。

地域の防災リーダーの育成

市民に
施、資材

課題を解決するための取り組みに対する行政改革の視点

● 6つの視点を設定

- ① 市民サービスの視点 ② 参加と協働の視点 ③ 政策形成の視点
- ④ 職員及び組織の視点 ⑤ 財政運営の視点 ⑥ 市有財産の視点

《行政改革の取り組み》

少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化など、様々な社会環境の変化を踏まえ、行政の新たな制度や仕組みの構築、業務の改善などの取り組みが求められています。また、単なるコスト削減だけが目的ではなく、市民サービスを向上し、費用対効果を高めなければなりません。

そのためには主体的に創意工夫に取り組み、行政改革に取り組む必要があります

三郷市建築物耐震改修促進計画（令和3年度改定予定）

三郷市地域防災計画

国民保護に関する三郷市計画

方針	まちづくり方針Ⅰ 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	災害から市民の生命と財産を守る
施策	Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 強靱な防災基盤の構築
目指す姿	災害に強いまちになる

現状と課題	●本市では、都市化の進展に伴い、道路幅も確保された新市街地が広がる一方で、今後老朽化する橋梁や道路は急速に増えていく見込みです。 ●市内ではM7クラスの地震が、今後30年以内に70%の確率で発生する首都直下地震により、木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。また、市内全域が液状化の危険性が高く、ライフライン施設に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。 ●災害予防対策としては、老朽化した橋梁の架替え・長寿命化や緊急輸送道路の安全点検、危険な構造物の改修など、安全性の確保が必要です。 ●災害時においては、通信制限等が行われ、最新の情報を入手することが困難な場合があります。防災行政無線をはじめとした災害情報を住民に対して迅速に伝達する手段の多重化・多様化を図り、迅速な避難行動を促す必要があります。 ●災害時に住民が安全に避難することのできる避難所の開設及び運営が混乱なく円滑に行われることが求められています。平常時から避難所となる施設管理者、地域住民と顔の見える関係を築き、ルール作りなどを話し合う議論の場を通じて、地域の実情に応じた体制の整備が必要です。 ●大規模災害においては、市は情報収集などの初期対応に追われてしまうため、「公助」だけに頼らない「自助」「共助」の取り組みがどれだけ出来ているかが、防災・減災対応では要となります。自主防災活動を活発化させ、地域防災力の向上を図ります。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



普段から災害を想定した行政運営を行うことで、災害による死者や被災者数を大幅に減らします。また、被害の大きさを少しでも小さくできるよう、行政主体の防災対策に加え、市民同士の自主防災活動を促進します。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
住宅の耐震化を促進	地震発生時の被害軽減のため、昭和56年以前に建築された住宅の所有者に対し、耐震化に要する費用の一部を補助します。	
	②参加と協働	住宅の耐震化を促進
避難所の円滑な運営のための委員会の設置	避難所の開設・運営を円滑に進めるため、平常時から避難所運営に関わる施設管理者、地域住民、市職員が「避難所運営マニュアル」に基づき、事前に話し合い、手順などのルールを取り決めておき、その手順が実効性のあるものかどうか、訓練を通じて確認します。	
	②参加と協働	地域との連携強化
防災情報ネットワークの充実	災害現場における、迅速な応急対策を実施するため、民間事業者等との災害応援協定の締結を進めると共に、気象情報サービスや国・県をはじめとする他機関とのネットワーク等を活用し、的確な防災情報を収集できるよう取り組みます。	
	①市民サービス	防災情報の共有化
災害に対する地域の活動支援	三郷市自主防災組織連絡協議会において地域住民が中心となって自主的に活動することができるよう、各種企画事業の活動を支援します。また、市民の防災意識の向上を図ります。	
	②参加と協働	地域防災基盤の充実
地域の防災リーダーの育成	市民によって、組織される自主防災活動を活発化させるため、自主防災組織の設立、防災訓練の実施、資機材等の充実に支援し、地域の防災リーダーとなる人材を育てます。	
	②参加と協働	地域の防災力の強化・支援
物資等供給体制の整備	避難所等の備蓄品の充実に図り、停電時の飲料水の確保のため、避難所となる小中学校の受水槽に、非常用給水栓を取り付けます。また、公共施設における備蓄スペースの確保、災害備蓄倉庫の設置等を進めます。	
	①市民サービス	危機管理体制の整備
災害に対する応急体制を速やかに整える	三郷市で起こり得る災害を想定して、実践的な訓練内容を企画立案し、総合防災訓練等を通じて防災関係機関、自主防災組織と連携を図りながら、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる体制を早期に立ち上げることに取り組みます。	
	②参加と協働	地域との連携強化

関連する個別計画

三郷市建築物耐震改修促進計画（令和3年度改定予定）

三郷市地域防災計画

国民保護に関する三郷市計画

方針	まちづくり方針Ⅰ 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	災害から市民の生命と財産を守る
施策	Ⅰ-Ⅰ-2 風水害対策の強化
目指す姿	減災への対策が進むことで、最小限の被害に抑えられる

現状と課題	●本市は、江戸川と中川に挟まれた低地帯であり、利根川、江戸川、荒川などの大河川や緩勾配河川である中川の堤防から水が溢れるなど、外水はん濫が起きると市内の大半が浸水すると想定されています。 ●近年の局地的な集中豪雨の頻度が増加傾向にあり、市内の河川や排水路の排水能力が一時的に不足し、これまで以上に内水はん濫による被害が想定されています。また、地盤が低く浸水しやすい箇所や農繁期には用水の影響も受け、河川や排水路の水位が高い状態などにより、内水はん濫を引き起こす危険があります。 ●近年、頻発する傾向にある局地的な豪雨などへの対処として、「流す」「貯める」「備える」総合的な治水対策の検討を進め、排水施設（水路など）の計画的な整備（改修）が必要です。 ●「流す」対策としては、河川や水路の排水能力の確保（河川・水路断面の確保）を図るために、河川や水路の整備・改修並びに浚渫（しゅんせつ）や雑草刈取が必要です。 ●「貯める」対策としては、雨水の流出による河川への負担を軽減するため、「中川綾瀬川流域における総合治水対策」に基づき、学校の校庭等を活用した雨水貯留事業や調整池などの整備、また市民及び事業者へ雨水貯留浸透施設の設置を促すことが必要です。 ●「備える」対策としては、ゲリラ豪雨等による内水氾濫の被害が深刻化しています。そのため、ハザードマップの普及を図ることで、市民が「公助」の限界を知ることと、「自助」「共助」による水防災への意識を高めることが必要です。 ●災害情報等を取得するツールが増えている一方で、災害が想定される場合の正確な気象、防災情報の入手方法、避難行動を開始する判断の目安がどのように伝達されるのか不安視する住民が多くなっている。
-------	--

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



河川や水路の排水能力の向上を図るとともに、市民が公助の限界を知ってもらうことで、自助や共助による水防災への意識を高めることができるよう、ハザードマップなどにより必要な情報提供を行います。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
河川の整備・改修	国管理の江戸川、中川、県管理の大場川、第二大場川については、整備・改修の推進を国などの関係機関に働きかけます。市管理の準用河川については、引き続き整備・改修に努めます。	
水路の整備・改修	水路については、引き続き整備・改修に努めます。	
雨水貯留浸透施設設置促進	雨水の流出による河川への負担を軽減するため、「中川綾瀬川流域における総合治水対策」に基づき、学校の校庭等を活用した雨水貯留事業や調整池などの整備、また市民及び事業者へ雨水貯留浸透施設の設置を推進します。	
排水機場ポンプ増強	埼玉県と連携して、大場川下流排水機場について、大場川の水を強制的に江戸川へ排水する能力を向上するために、ポンプの増強に努めます。	
江戸川水防事務組合の活動の充実	三郷市、春日部市、吉川市、松伏町の3市1町で構成する江戸川水防事務組合の事業を引き続き推進します。水防演習の実施や水防資機材の整備等、出水期に備えた協力関係を一層強化し、連携のとれた水防活動が実施されるよう、体制整備に努めます。	
	⑤財政運営	広域連携による行政の効率化
水害ハザードマップの普及	水害ハザードマップを活用して、自分の住んでいる場所や勤務先周辺の危険箇所を把握し、安全に避難できる経路を事前に確認しておくことで有事の際にスムーズな避難行動がとれるよう住民一人ひとりの水害に備える意識を高める。	
	①市民サービス	防災情報の共有化
治水対策の検討及び整備	治水対策の検討に取り組み、排水施設（水路など）の計画的な整備・改修に努めます。	
河川や水路、排水機場の維持管理	河川や水路、排水機場については、引き続き適正な維持管理に努めます。	
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進	河川の浸水想定区域に所在し、かつ市の地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設に対して、洪水時の避難確保計画の作成と避難訓練の実施を指導・支援し、逃げ遅れによる多数の死者が発生するのを防ぎます。	
	②参加と協働	地域との連携強化
災害発生情報を的確かつ迅速に住民に提供する	様々なメディアを通じて発信される各種災害情報の種類、その入手方法、避難行動との関係性など、広報等を通じて分かりやすく紹介し、住民自身が避難の必要性を判断できるように啓発に努めます。また、情報の受け手側の状況に応じて差異が出ないよう災害情報の伝達手段の多重化・多様化に努めます。	
	①市民サービス	防災情報の共有化

関連する個別計画

三郷市総合治水計画

江戸川水防事務組合 水防計画

方針	まちづくり方針Ⅰ 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	災害から市民の生命と財産を守る
施策	Ⅰ-Ⅰ-3 消防体制の充実
目指す姿	・消防力の強化が図られることで、災害への対応力が向上する ・適切で高度な救急処置を受けることができる

現状と課題	●本市は今後も人口増加が予想され、流入人口の増加も見込まれます。街の発展と災害発生率は比例することから、市民の生命に直結している消防力の増強が必要です。 ●消防施設や消防資機材等の整備を行っていますが、社会環境の複雑化から発生する災害は、今までに経験したことのない困難な災害となる恐れがあることから、引き続き消防力の強化を図ることが必要です。 ●消防団員の減少による地域防災力の低下を防ぐため、消防団協力事業所制度や消防団協力サポーター事業を行い消防団の確保に努めていますが、雇用形態の変化により人員確保ができず高齢化が進んでいます。 ●人口増加や高齢化に伴い救急需要が増大しており、供給が間に合わず、サービスの低下が生じている状況です。今後も救急事案の増加が見込まれるため、救急隊の増加を検討する必要があります。 ●応急手当普及員を育成し、市民が相互に助け合える環境づくりが重要です。また、24時間使用可能なAEDの設置を促進することが必要です。
-------	--

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



市民が住み続けられるまちとなるよう、計画的な機器の更新等により、消防や救急の質の向上を図ります。あわせて、自分のまちは自分で守るという意識の醸成を図ります。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
消防施設等の充実		消防体制等の充実や消防職員の教育を図ることにより、市民の安全・安心な暮らしの達成に取り組みます。
	④職員及び組織の視点	職員条例定数の改正・組織の再構築・適正な人材配置
消防団の充実強化		地域防災における消防団の重要性を市民に認識してもらうとともに消防団員の処遇改善を図り、充足率の向上を目指します。
	②参加と協働	地域と消防団の連携
救急業務の高度化		救命率の向上を目的とした、資器材の整備及び職員の教育に取り組みます。
	①市民サービス	救急出場体制の確立
AEDを含む応急手当の普及推進		市民相互に助け合える街になることを目的に、三郷市消防本部応急手当普及推進モデルを実践をします。
	②参加と協働	救急体制の確立
地域防災力の強化		消防団機械器具置場に、水害用舟艇及び大規模災害用消防ホースの整備に取り組みます。
	①市民サービス	消防力の強化・充実
消防車両等の計画的な更新整備		街の発展に伴い消防力の増強を実践することで、市民の安心と安全を守ります。
	③政策形成の視点	効果的・効率的な消防力の維持強化
精強な部隊の育成		複雑多様化する災害に対して、専門的知識と技術を持った機動力のある部隊の育成を図ります。
	④職員及び組織の視点	職員の資質と能力の向上
次世代リーダーの育成		少年消防クラブ員に対し、規律や消防・防災について学習させ、将来の地域防災の担い手となる人材育成を図ります。
	②参加と協働	本市の将来を担うリーダーの育成

関連する個別計画

三郷市消防本部消防車両等更新計画

消防資器材整備計画

緊急消防援助隊三郷市隊応援等実施計画

救急救命士就業前研修・再教育計画

方針	まちづくり方針Ⅰ 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	安心して暮らせる地域社会をつくる
施策	Ⅰ-2-Ⅰ 防犯活動の強化
目指す姿	安心して暮らせるまちが実現している

現状と課題	●本市における街頭犯罪の件数自体はやや減少傾向にあるものの、自転車盗や車上ねらい、侵入盗などの被害が多発しており、振り込め詐欺による被害などが増加しています。また、近年、犯罪の凶悪化・多様化が進み、特に子どもや高齢者を狙った犯罪も目立つようになってきています。 ●犯罪の抑止を図るため、地域住民と一体となって安心して暮らせるまちづくりのための施策を行う必要があります。多様化する犯罪に対し、家庭、一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わない心構えを持った行動が求められています。 ●安全なまちづくりに寄与する環境の整備などを推進するため、関係機関と連携した取り組みを強化していく必要があります。 ●地域が一体となって、自主防犯パトロールや子どもの見守りなどの防犯活動を強化し、犯罪が発生しにくいまちづくりを進める必要があります。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



防犯活動を市民とともに積極的に行い、犯罪の抑制に努めることで、だれもが安心して暮らすことができるまちの実現を図ります。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進		市民を犯罪から守るため、警察及び関係団体との連携のもとに防犯対策を推進します。また、犯罪情報の発信や防犯に関するチラシやリーフレット配布、警察ホームページなどの防犯情報の効果的な活用により、安全なまちづくりに関する啓発・広報活動を推進します。
	②参加と協働	犯罪の起きにくいまちづくりの推進
防犯意識の高揚		市民が犯罪から自らを守ることができる知識を習得し、多様化・巧妙化する犯罪に対応するため、警察や関係団体、地域と連携しながら、防犯指導員による防犯講話等を実施します。
	②参加と協働	犯罪被害に遭わないよう市民一人ひとりの防犯意識の高揚
地域防犯環境の整備		犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場や住宅などの環境整備に努めるほか、地域と連携して防犯灯の設置を進め、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。また、三郷市暴力排除推進協議会の活動のもと、市民の暴力排除意識の向上を図り、暴力のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進します。
	②参加と協働	市民生活の安全と平穏を確保できるよう地域の環境整備を行う。また、暴力のない社会づくりを推進する。
地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上		地域における防犯力を高めるため、町会・自治会、学校等と連携を図るとともに、防犯対策の普及啓発や防犯パトロールの活動を防犯ステーションが支援します。また、市、事業者、警察、その他関係機関などが、それぞれに期待される役割を相互補完的に果たし、互いに連携しながら、一体となった取組みをすることで、犯罪の抑止に努めます。
	②参加と協働	地域安全の防犯活動支援を防犯ステーションが行う。

関連する個別計画

方針	まちづくり方針Ⅰ 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	安心して暮らせる地域社会をつくる
施策	Ⅰ-2-2 交通安全対策の推進
目指す姿	安心して道路を利用することができる

現状と課題	●交通事故の要因としては、交通量の増加、安全運転に対する意識の低下などが考えられるため、引き続き交通安全運動や交通安全教室を通して幅広い年齢層に交通安全啓発を行うことで、交通事故防止に努めていく必要があります。 ●交通事故が起きにくい交通環境の整備を推進するため、道路照明灯、道路反射鏡等、交通安全施設のさらなる充実を図ります。 ●自転車の事故防止や、交通の円滑化及び駅前広場等の良好な環境の確保・機能向上並びに自転車利用者の利便性の向上を図るために、放置自転車対策を進める必要があります。
-------	--

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



すべての人にとって、安全で快適な道路環境が提供されるとともに、市民の交通安全への意識が向上することで、交通事故が少ないまちの実現に努めます。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
交通マナー向上に向けた啓発の推進		交通安全意識の高揚と総合的な交通事故防止を図るため、引き続き交通安全運動を実施し、交通安全啓発を行うとともに、被害者となることの多い幼児・児童・生徒及び高齢者に対して、定期的な交通安全教室を開催します。
	②参加と協働	市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図る。
交通安全施設の整備		交通事故の未然防止、交通弱者等の安全の確保及び交通の円滑化を図るため、交通事故が多発している道路、その他緊急に市民の交通安全を確保する必要がある道路等について、交通安全施設を設置します。
	①市民サービス	市民が安心して道路を利用することができるよう整備を行う。
放置自転車の対策		放置自転車対策として、自転車駐車場の整備・維持管理及び放置自転車の撤去・保管・返還などを行います。
	①市民サービス	自転車利用環境の整備を行う。

関連する個別計画

三郷市交通安全計画

方針	まちづくり方針Ⅰ 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	安心して暮らせる地域社会をつくる
施策	Ⅰ-2-3 市民相談体制の充実
目指す姿	市民の抱える問題の早期解決が促進される。 安心・安全な消費生活をおくることができる。

現状と課題	●法律相談、税務相談、司法書士相談、行政書士相談、行政相談及び消費生活相談を実施しています。 ●社会の高齢化に伴い、相談者も高齢者が増加しています。相談したい内容をよく聞き取り、適切な相談へつなげる必要があります。 ●高齢者を狙った悪質商法などが増加していることから、手口の周知や啓発活動に力を入れていく必要があります。 ●消費生活相談員は、専門資格を必要とするため、人員の確保が難しい状況となっていますが、引き続き消費生活相談員の確保と質の向上を図ることが必要です。
-------	--

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



だれもが地域社会の中で、気軽に相談することができるよう、質の高い相談員の確保など、相談体制の充実を図ります。また、消費生活に関して必要な情報を提供します。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
市民相談の実施	市民が抱える問題を解決するため、法律相談、税務相談、司法書士相談、行政書士相談、行政相談、消費生活相談により専門の相談員が助言します。	
	①市民サービス	
消費生活相談員の質の向上	複雑・多様化している消費者取引と消費者トラブルに対応するため、研修等により消費生活相談員のレベルアップを図ります。	
	①市民サービス	消費生活相談員の質の向上
消費者の自立のための支援	広報みさと、市ホームページ、パンフレット等を通じた情報提供や出前講座等により啓発を行います。	
	①市民サービス	情報伝達の推進
消費者被害の未然防止	消費、福祉、防犯等の行政や地域の関係者が連携し、地域全体で守る仕組みづくりを推進します。	
	②参加と協働	地域で市民を守るしくみづくり

関連する個別計画

方針	まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策の柱	子どもを育てやすい環境をつくる
施策	2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化
目指す姿	安心して妊娠、出産ができる

現状と課題	●若年及び高齢での妊娠や外国人妊婦の増加など、多様なニーズや個別性に配慮した対応が必要となっています。 ●就労や家族の介護等の理由により、出産前後に親の支援が得られない妊産婦が増加しています。産前産後の母親の育児不安や孤立感を軽減するため、母親のメンタルヘルスケアや児童虐待の予防のための妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が課題となっています。 ●景気低迷により、家庭の収入が減少していることから、出産に対する相談が多くなっています。 ●母子生活支援施設については、子育ての孤立や育児不安から相談が多くなっており、必要な支援が求められています。 ●市民が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、必要な情報提供と支援等が求められています。また、他課からの相談も含めた相談体制の充実が必要です。 ●不妊に関しては、引き続き制度の周知を図ることが必要です。
-------	---

【写真・データ】

【用語説明】

SDGsに向けた方向性



すべての人が安心して妊娠、出産をできるようにするため、経済的な支援を含め妊娠期からの支援体制の充実を図ります。あわせて、不妊の方向けの支援を実施します。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
乳児家庭全戸訪問事業の実施		生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師、看護師、保健師が訪問し、親子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供や支援等を行います。
	①市民サービス	支援と相談体制の充実
経済的な支援の充実		母子生活支援施設における生活を支援するとともに、経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合に、支援を行います。
	①市民サービス	支援と相談体制の充実
母子健康教育（ハローベビー教室・離乳食教室）や各種保健事業の実施		市民が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、実践を含めた健康教育を通じて、保護者の不安解消と健康や育児に関する理解を深めます。 さらに、妊婦や子どもの歯科疾患の早期発見、口腔保健の保持増進を図ります。
	②参加と協働	地域における健康づくりの推進
不妊に関する支援の実施		不妊検査、不育症検査及び不妊治療を受けた方に、検査や治療に要する費用の一部を助成します。
	①市民サービス	サービスの維持向上
子育て支援ステーションの充実		妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談窓口として、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談・支援を行います。また、子育て世代包括支援センターとして、支援が必要な妊婦等に対し関係機関と連携し適切な支援につなげます。
	①市民サービス	支援と相談体制の充実

関連する個別計画

第2次みさとこどもにこにこプラン

第2期三郷市健康増進・食育推進計画「すこやかみさと」

方針	まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策の柱	子どもを育てやすい環境をつくる
施策	2-1-2 子育てと仕事の両立支援
目指す姿	ライフスタイルに合わせて、安心して子育てができる

現状と課題	●子育て世代の転入、女性の就業率上昇、幼児教育・保育の無償化等の要因により、保育需要の増大や長時間保育などの保育ニーズの多様化が想定されます。 ●小学校1年生から6年生までの児童に対して、放課後子ども教室など、子どもたちを心豊かに育む環境づくりを行うことが必要です。 ●幼児教育・保育の無償化に伴い、制度の周知と必要な支援を行います。 ●子育ての援助を受けたい方（依頼会員）が増加傾向にある反面、子育ての援助を行いたい方（提供会員）の登録者数が少ないため、会員を増やすことが必要です。また、病児・宿泊等に伴う緊急サポート制度の周知も求められています。 ●子どもの育成を図るため、児童館が地域住民と連携しながら子育て支援をより機能的に行うことが必要です。あわせて、安心して子どもを預けることのできる施設の整備が求められています。 ●保護者の就労等により家庭が留守になっている児童を受け入れ、保護者に代わって適切な遊びと生活の場の提供が必要です。
-------	--

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



だれもが質の高い乳幼児向けのサービスを受けることができるとともに、教育・保育サービスの提供にあたっては、子どもに配慮して整備します。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
子育て家庭への子育て支援の充実	幼児教育・保育の無償化に係る給付事業を行います。また、市内私立幼稚園に対して、運営補助金・協会補助金を支給します。	
	⑤財政運営	子ども・子育て支援の充実
地域における子育て支援	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方との相互援助活動により、勤労者の福祉の増進及び児童福祉の向上を図ります。あわせて病児や緊急時や宿泊を伴う出張時などのサポートとして緊急サポートの業務委託を行います。	
	①市民サービス	子育て援助活動支援の充実
安心して子どもを預けられる環境整備	優良な民間保育施設を支援し、受け入れ枠の拡充を図ります。	
	①市民サービス	
児童クラブの充実	保護者の就労等により家庭が留守になっている小学校1年生から6年生までの児童に対して、保護者に代わって適切な遊びと生活の場を提供します。	
	⑤財政運営	保育所の充実
放課後子ども教室の充実	地域の参画を得て、子どもたちが放課後に安心・安全に活動できる拠点を小学校等に設置し、子どもたちを心豊かに育む環境づくりを推進します。	
	②参加と協働	地域の参画を得て、体験活動等を実施する。
幼稚園類似施設（幼児教室風の子園）の運営・管理	質の高い幼児教育と自立した運営を促進しつつ、幼稚園類似施設（幼児教室風の子園）の適正な運営・管理に努めます。	
	⑤財政運営	質の高い幼児教育と自立した運営を促進する。
児童館の充実	保護者と地域住民とともに子どもの健全育成活動を行うことで、保護者の子育てを支援します。	
	⑤財政運営	児童、保護者そして地域住民とともに子どもの健全育成活動を行い、保護者の子育てを支援する。

関連する個別計画

第2次みさとこどもにこにこプラン

方針	まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策の柱	子どもを育てやすい環境をつくる
施策	2-1-3 特に支援が必要な子どもや子育て家庭への支援
目指す姿	すべての子どもにあらゆる機会が開かれている

現状と課題	●経済的格差が教育格差に影響し、格差の固定化や連鎖につながる恐れが懸念されていることから、必要な支援が必要です。 ●要保護児童対策地域協議会の調整機関として、13機関から構成される協議会において、児童虐待の防止を図っています。 ●家でも学校でもない第三の居場所として、子どもが一人で安心して行くことができる「子どもの居場所」の必要性が高まっています。 ●医療・教育・福祉等、関係各課と連携を図りながら、健康診査等を行うとともに、疾病・発育・発達等に関する支援を行うことが求められています。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



支援が必要な子どもを含めて、だれもがとり残されことなく質の高い教育・保育サービスを受けることができるようにします。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
ひとり親家庭への支援		入院、通院、調剤など医療機関にかかったときの医療費の一部（保険診療外の健康診断料、予防接種、組合保険の高額療養費、または家族療養附加金分等は除く）を助成します。
	①市民サービス	適正な医療機関利用の周知、住民の異動や所得の把握等による適正な手当の支給
虐待防止対策の強化		家庭における適正な児童の養育及び養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図ることを目的として、家庭児童の福祉に関する専門的な相談・指導を行います。
	①市民サービス	児童虐待防止に向けた取り組みの強化
「子どもの居場所」づくりの推進		開設や運営に関する相談体制の整備、情報提供等を推進し、民間における「子どもの居場所」の安定的な運営を支援します。
	⑤財政運営	児童館の充実
心身の健やかな成長の支援		子どもの健やかな成長のため、乳幼児を対象に疾病の有無や発育・発達、社会背景に着目した総合的な健康診査に取り組みます。
	②参加と協働	関係機関との連携体制の充実
発達ふれあい相談、ひまわり教室の開催		子どもの心身の健やかな成長のため、保護者が月齢に応じた乳幼児の心身の成長を理解し、子どもに安心して関わられるよう、健康や育児に関する相談支援を行います。 さらに、疾病の疑いがある場合は、必要な時期に適切に医療や療育につながるよう体制を整えます。
	①市民サービス	サービスの維持向上
養育支援訪問事業の実施		乳幼児の養育について支援が必要な家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階で専門職等による訪問を実施することで、家庭における安定した養育を可能にする。
	①市民サービス	サービスの維持向上

関連する個別計画

方針	まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策の柱	子どもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる
施策	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実
目指す姿	生きる力をすべての子どもが身につけている

現状と課題	●国際化や情報化等に対応できるよう、児童生徒一人一人の基礎学力を身につけ確実に伸ばすための授業の改善と、教職員の資質・指導力の向上が求められています。 ●社会に開かれた学校としていくために、引き続き学校、家庭、地域が連携していくことが必要です。 ●近年、三郷中央駅周辺で、年少人口が急増している一方で、年少人口が減少傾向にある地域も存在しています。しかし、年少人口が急増している地域も、将来的には、全国的な人口減少・少子高齢社会の影響は避けられません。また、学校施設は、昭和40年代から50年代に整備されたものが多く、今後、施設をどのように維持管理していくかが課題となっています。 ●国際化や情報化に対応した多様な教育の展開等、教職員には子どもたちの学びの変化に応じた資質・能力が求められる中、「確かな学力」と育むための、指導力・意欲ある教師の育成などが課題となっています。 ●安全・安心な学校給食の提供を行うとともに、給食費の未納対策を図っていくことが求められています。あわせて、児童・生徒が正しい食生活を行うことができるよう、食育により力を入れていく必要があります。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



すべての人が、性別や経済的な状況に関係なく、義務教育を受けることができる機会を確保します。また、社会情勢の変化に対応した質の高い教育を提供できるようにします。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
児童生徒の基礎学力の定着	学校経営方針や重点目標に基づき、日々の教育活動を展開するとともに教育活動の改善に取り組めます。	
	②参加と協働	児童生徒の学力向上に向けた支援
教職員の資質向上	魅力ある学校づくりを推進するとともに、教職員の資質向上に取り組めます。	
	②参加と協働	教職員の指導力向上に向けた支援
社会に開かれた学校の推進	児童生徒の健やかな成長をめざし、学校・家庭・地域が連携協力して取り組めます。	
	②参加と協働	学校・家庭・地域との連携に向けた支援
教育環境の整備促進	小・中学校の適正規模・適正配置に向け取り組むとともに、学校施設の長寿命化への計画的な改修等を順次進めていきます。	
	②参加と協働	「生きる力」の基礎としての体力向上
安心・安全な学校給食の提供及び食育の推進	安心・安全な学校給食を提供するため、衛生管理や施設整備と、給食費未納者への対策を行います。あわせて、食育基本法に基づき、発達段階に即した食習慣を身につけることに努めます。	
	①市民サービス	安心・安全な学校給食の提供

関連する個別計画

第2期学力向上推進5ヵ年計画

三郷市立学校教育施設個別計画

三郷市立小・中学校教育環境整備計画

方針	まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策の柱	子どもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる
施策	2-2-2 青少年健全育成の推進
目指す姿	青少年が自覚と責任を持って社会生活を送ることができる

現状と課題	●青少年の健全育成を図るため、異年齢集団による自然体験活動を通した青少年リーダー養成事業の取り組みを進めた結果、青少年リーダーの数は増加している反面、青少年の地域活動や交流は減少傾向となっています。 ●核家族化や少子高齢社会の到来、地域の関係性の希薄化、価値観・ライフスタイルの多様化、情報機器類の急速な発達など、青少年を取り巻く環境は著しく変化しています。・青少年が人間性、自尊心、自主性、協調性を育み、自覚と責任を持ち、積極的に社会生活が送れるよう、学校、家庭、地域とともに青少年の健全育成に取り組む必要があります。
-------	--

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



すべての人が、性別や経済的な状況に関係なく、高等教育を受けることができる機会が均等にあるような社会をめざします。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
次世代リーダーの育成		青少年のリーダー養成事業を積極的に行い、地域の将来を担う若者の養成・人材確保に努めます。また、青少年関係団体のリーダー養成が推進できるよう支援を図ります。
	②参加と協働	本市の将来を担うリーダーの育成
地域活動・地域交流の促進		家庭・学校・地域が互いに役割を果たしながら連携できるよう事業や団体支援を行うことで、青少年や地域活動に必要なネットワークの構築・活動環境の整備に努めます。
	②参加と協働	家庭・学校・地域が一体となった取り組み
青少年をとりまく環境の整備		関係団体や関係機関との連携を図り、個々の実態に合わせた指導・相談を行う体制づくりに努めます。また、仲間づくり、つどいの場、安らぎの場を提供するとともに自主的に活動できるよう必要に応じた支援を図ります。さらに、健全に過ごせるまちづくりを進めるため、啓発活動を通じて市民の意識向上を促進します。
	②参加と協働	関係組織のネットワークの強化

関連する個別計画

方針	まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
施策の柱	自然を身近に感じられるまちをつくる
施策	3-1-1 生活環境の保全
目指す姿	質の高い生活環境が整い、快適な生活が送れる

現状と課題	●都市化の進展に伴った法令や都市計画の変更などにより、既存不適格になった施設と近隣住民との生活環境トラブルが増加傾向にあります。 ●管理不全となっている空き地が市内全域でみられ、周辺住民からの相談件対応のため、条例に基づき適正管理を求めています。 ●都市化に伴う生態系の変化や外来種の繁殖により、野生鳥獣による生活環境への被害が増加しています。 ●少子高齢化や核家族化に伴い、ペットを飼養する市民が増加傾向にあると同時に、飼養マナーについてのトラブルも増加しており、ペットの適正飼養が求められています。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



上下水道の充実や適正な排水処理を行うことで、だれもが環境の優れた生活を送ることができるまちをめざします。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
生活排水処理の推進		公共下水道の未整備地区について、下水道事業を適正に運営するため、事業計画の検討を行います。
	③政策形成	公共下水道整備を効果的に実施するために適正な事業計画を策定する。
生活環境の衛生保全		草木が繁茂している空き地の管理者へ適正管理を促します。水路等で発生する衛生害虫等の発生抑制を行います。野鳥による衛生被害抑制のため、地域と連携した追い払い等を実施します。
	②参加と協働	地域との連携
公害の防止		公害防止のため、大気、悪臭、水質及び騒音等の監視や測定等を行います。
放射能対策		放射線量の測定を継続し、正しい情報を公表することにより、風評被害を防止しながら市民の安心・安全を図る。
ペットの適正飼養		飼い主の飼養マナー向上のため、飼い方教室等啓発事業を行います。犬の狂犬病予防注射の接種率向上のため、啓発を行います。
	②参加と協働	市民の意識啓発

関連する個別計画

三郷市環境基本計画

三郷市除染実施計画

方針	まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
施策の柱	自然を身近に感じられるまちをつくる
施策	3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出
目指す姿	豊かな緑や水辺環境を身近で感じることができる

現状と課題	●本市は、東西を江戸川と中川の大きな河川に挟まれ、市内には大場川と第二大場川が流れています。また、屋敷林や農地などのまとまった緑が点在しています。 ●水や緑は、人々が安全で快適な暮らしを営むうえで欠くことのできないものとして、次世代へと引き継いでいくべき財産といえます。 ●本市では、「緑の基本計画」に基づき、総合的・計画的に施策を推進しています。 ●都市化の進む本市においては、秩序ある土地利用の下に都市整備との調和を図りながら、快適に暮らすための環境資源としての緑と水辺が求められています。 ●生産緑地地区については、市街化区域の都市環境の保全に役立つ緑の空間として維持しながら、災害発生時など農地の多面的な機能の活用方策についても検討し、有効に活用していくことが求められています。 ●緑と水辺を身近に感じられるまちをつくるためには、市民と行政がともに守り、育て、魅力を高めていく必要があります。 ●河川環境の向上を図るため、河川浄化に対する市民意識の高揚が求められます。
-------	---

【写真・データ】

【用語説明】

SDGsに向けた方向性



だれもが安心して利用できる公共緑地や民間の緑地の整備を行うため、市及び市民が連携して、豊かな緑や水辺環境を創出します。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
「緑の基本計画」の推進		「緑の基本計画」を推進するために、関係部署と連携の強化を図り、適切な進行管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。
	②参加と協働	市民参加による緑化推進活動の支援
緑あふれる街並みの形成		いきいきとした緑の街並みをつくるために、身近な緑として樹木や生垣等による緑化を促進します。また、大規模な集合住宅による緑化活動の維持に努めるとともに、工場や事業所においても緑化を促進します。
	②参加と協働	市民参加による緑化推進活動の支援
農地の保全推進		農地を貴重な緑の空間として、農業施策との連携を図りながら農地の保全に努めます。また、計画的に生産緑地地区の追加指定を実施するとともに、特定生産緑地の指定を実施することにより、市街化区域内農地の保全に努めます。
	②参加と協働	優良農地の保全
快適な水辺空間の創出		水辺空間を活用した二郷半用水緑道や第二大場川など、水に親しみ、快適に歩ける緑道の整備や、花などによる緑化を推進し、「水と緑の骨格軸」「水辺のシンボル軸」として親水環境の整備を図ります。
	①市民サービス	快適な水辺空間の創出
快適な歩行空間の創出		都市計画道路を中心とした街路樹は、維持管理や生育環境に配慮し、路線ごとの統一性を持たせた樹種の植栽を図り、彩りのある表情づくりに努め、快適に歩ける緑の道としてのネットワーク形成を図ります。
	①市民サービス	快適な歩行空間の創出
市民参加による緑化推進活動の支援		春及び秋の花いっぱい運動、市民参加による緑化推進活動を充実し、潤いのある生活環境づくりを進めます。また、市民による緑化に対する支援制度の充実や、不要樹木を公共施設や希望者へ提供する再利用の推進に努めます。
	②参加と協働	市民参加による緑化推進活動の支援
市民と行政のパートナーシップの確立		市民や環境保全ボランティアが自主的に緑にかかわる仕組みづくりを推進します。また、それぞれの取り組みを連携させ、緑のまちづくりを充実するために、市民と行政とのパートナーシップの確立を目指します。
	②参加と協働	市民参加による緑化推進活動の支援
緑のまちづくりに対する意識啓発		市民が緑のまちづくりに関心を持ち、より多くの取り組みに参加することができるよう、緑にふれあう機会の提供や緑の重要性・魅力についての啓発に努めます。
	②参加と協働	市民参加による緑化推進活動の支援
河川浄化意識の向上		市民参加による第二大場川浮遊ゴミ回収大作戦を実施します。水辺再生の意識付けを図るため「夏の夜のホタル観賞会」を行います。
	②参加と協働	市民の意識啓発

関連する個別計画

三郷市緑の基本計画

三郷市一般廃棄物処理基本計画

方針	まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
施策の柱	地球にやさしい暮らしを実現する
施策	3-2-1 循環型社会の推進 環境に配慮した取り組みの推進
目指す姿	一人ひとりが環境について意識した生活を送れる

現状と課題	●本市では、三郷市環境基本条例に基づき、三郷市環境基本計画を策定し、環境施策の基本的な考え方や長期的な目標を定め、行政、市民、事業者がそれぞれの立場から取り組みを進めています。 ●地球温暖化対策については、地球温暖化対策推進法に基づく第3次地球温暖化対策実行計画を策定し、本市が一事業者として温室効果ガス削減に取り組んでいますが、今後市民、事業者に取り組みを広めていくことが課題となります。 ●全施設で使用している照明器具のLED化があげられていますが、消防・防災総合庁舎及び南分署のLED化が遅れています。
-------	---

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



持続可能な社会を実現するため、少しでも地球温暖化防止につながるよう、市民一人ひとりが市や事業者等と連携しながら、循環型社会の実現をめざします。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
人と地球にやさしい環境を目指す		環境基本計画後期計画に基づき、環境フェスタの開催や、緑のカーテン事業を通じて、市民への周知を行います。あわせて太陽光発電システム補助金の交付を行うことで市民の省エネに対する行動を促します。
	②参加と協働	市民、事業者、行政が一体となって取り組める事業の実施
三郷市環境基本計画の推進		第2次三郷市環境基本計画で示される環境目標に向けて、環境負荷の低減や、地球温暖化防止に向けた地域の取り組みなどを、市民、事業者、市のが一体となり、推進します。
	③政策形成	三郷市の環境政策を進めるにあたり、環境基本計画に、関係する計画を包有します。
温室効果ガスの削減		照明器具のLED化を進めるとともに、消費電力の高い空調機の更新を実施します。
	③政策形成	庁舎長寿命化計画と併せた計画

関連する個別計画

三郷市環境基本計画

三郷市地球温暖化対策実行計画

方針	まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
施策の柱	地球にやさしい暮らしを実現する
施策	3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理
目指す姿	ごみや廃棄物の処理が環境に配慮した形で適正に行われている

現状と課題	●地球温暖化などが深刻な環境問題となっている中、更なる環境負荷の低減が求められており、ごみの減量やリサイクルの推進が課題となっています。 ●ごみ問題について、市民により深く知ってもらうため、ごみ分別出前講座などの開催や、見学会などを行っています。 ●ごみを適正に処理するため、より適正な分別を推進するとともに、新たな分別については、時代趨勢や市民要望を踏まえて検討していく必要があります。あわせて老朽化が進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場の更新が必要です。 ●清潔で快適な住環境を維持するためには、市民や地域と協力連携し、身近なところから環境美化活動を進めていくことが求められています。
-------	--

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



持続可能な社会を実現するため、地域において循環型社会を形成できるよう、ごみの分別と適正な処理を進めていく必要があります。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
ごみの削減	ごみ分別出前講座、環境美化推進委員連絡会、ごみ処理施設見学会などを実施します。また、集団資源回収の推進などにより、市民とごみを減らす工夫を一緒に考えて実行します。	
	②参加と協働	市民の意識啓発
ごみの適正処理	一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的で適正な一般廃棄物の処理を行います。また、毎年度、一般廃棄物処理実施計画や環境事業報告書を作成することで、進捗管理を行います。	
	②参加と協働	市民、事業者との協同による計画推進
ごみの適正な処理の効率化	老朽化の進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場については、施設の強靱化と処理の効率化を図るため、更新します。	
	③政策形成	一般廃棄物処理基本計画等を念頭に、計画的な施設整備を行います。
美しい街並みの維持	市民や事業者とともに市内の美化活動を行い、ごみの適正処理について意識啓発を行います。	
	②参加と協働	市民の意識啓発
生活排水処理率の向上	河川の水質に負荷を加えていると考えられる生活排水の処理のため、引き続き単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助金を助成します。	
	③政策形成	一般廃棄物処理基本計画等を念頭に、計画的な転換補助を行います。

関連する個別計画

三郷市一般廃棄物処理基本計画

方針	まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
施策の柱	地球にやさしい暮らしを実現する
施策	3-2-3 公共下水道の整備
目指す姿	汚水処理が適切に行われることで、市民生活を快適に送ることができる

現状と課題	●老朽化する施設が増加する中、計画的かつ効果的な維持管理を行うことが課題となっています。また、下水道施設の耐震化など、計画的な更新を図ることが必要です。 ●公共下水道（汚水）の普及率の向上のため、処理区域内の家庭を対象に、公共下水道（汚水）への接続を周知、促進することで、水洗化率を向上させることが課題となっています。 ●公共下水道（汚水）の未整備区域については、令和7年度までに市街化区域内の下水道整備を終えることを目標に整備を進めています。あわせて、県が管理する最終処理施設の機能維持・増強などに歩調を合わせます。
-------	--

【写真・データ】
【用語説明】

SDGsに向けた方向性



だれもが衛生的で安全なトイレを利用できるよう、下水道事業を進めるとともに、下水道への接続を促進することで、より適切に汚水処理ができるようにします。

施策実現のための取組み

取組み名	内容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
公共下水道施設の維持管理		老朽化が進む公共下水道施設について、計画的かつ効果的な維持管理を行います。また、下水道施設の耐震化や布設替えなどの改築を計画的に行います。
	①市民サービス	計画的かつ効果的な維持管理を行うためにストックマネジメント計画の策定及び運用します。
公共下水道の普及促進		公共下水道事業の内容を広報し、普及を促進します。また、普及促進により公共下水道（汚水）への接続（水洗化）を図ります
	①市民サービス	公共下水道事業内容を広報し、普及促進を図ります。
公共下水道（汚水）の整備		公共下水道（汚水）の事業認可区域において、整備促進を図ります。
	①市民サービス	事業認可区域内の未整備地区において、整備を促進します。
最終処理施設の管理		汚水処理を適切に行うために、最終処理施設の機能維持・増強などにかかる費用を負担します。
	①市民サービス	最終処理施設の機能維持等にかかる費用を負担します。

関連する個別計画

下水道施設ストックマネジメント計画（策定予定）

中期経営計画

三郷市公共下水道基本計画 & 三郷市公共下水道事業計画

中川流域下水道事業計画